

事業用資産の固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に対して固定資産税及び都市計画税が軽減されます。

対象年度：令和3年度分

対象者：中小事業者等（法人・個人）であること

軽減割合：令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の事業収入が前年同期間と比べて

30%以上50%未満 減少の場合	1 / 2
50%以上 減少の場合	全額

軽減対象：償却資産・事業用家屋

申告時期：令和3年1月31日まで

（受付開始時期等の詳細は、倉敷市ホームページや「広報くらしき」等に掲載します。）

提出書類：特例申告書^(※1)

認定経営革新等支援機関等が確認した証明書^(※2)及び同機関等に提出した書類の写し等

（※1）特例申告書様式が決まり次第、倉敷市ホームページに掲載します。

償却資産申告書の送付時(12月)に同封予定。

（※2）認定経営革新等支援機関等とは中小企業庁が認定を行った支援機関であり、商工会議所、商工会、税理士や会計士等の専門家が該当します。（認定経営革新等支援機関一覧については中小企業庁ホームページで確認することができます。）

お問い合わせ先

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地 倉敷市税務部資産税課

家屋係 (086) 426-3197

償却資産係 (086) 426-3201

新型コロナウイルス感染症の影響による 法人市民税及び事業所税の申告・納付期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付できないやむを得ない理由がある場合には、次のとおり期限延長の申請をしていただくことにより、期限の延長が認められます。

延長の対象となる法人

法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、次のような方々がいることにより、法人の通常の業務体制が維持できないこと、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより、決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなどが該当します。

- ・体調不良により外出を控えている方がいること
- ・平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
- ・感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ・感染拡大防止のため外出を控えている方がいること

また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

申告及び納付期限について

申告書の提出日が申告及び納付期限となります。

法人市民税及び事業所税の申告書は、郵送や電子申告で提出することができます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためにも是非ご活用ください。

申告手続きについて

所轄の税務署に提出された法人税の申告書の写し（新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限の延長の旨が記載されたもの）を添付のうえ、以下の方法により申告してください。

（法人市民税）

- ・書面で申告書を提出される場合
申告書の「法人名」欄の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。
- ・電子申告（エルタックス）で申告書を提出される場合
申告書の「法人名」欄の法人名称の前に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

（事業所税）

- ・書面で申告書を提出される場合
申告書の「備考」欄に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

- 電子申告（エルタックス）で申告書を提出される場合
申告書の「備考」欄に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

お問い合わせ先

（法人市民税）：税務部市民税課

TEL：086-426-3181

FAX：086-427-5160

（事業所税）：税務部税制課

TEL：086-426-3175

FAX：086-427-5160